

東洋の思想と宗教 第二十號 平成十五年（二〇〇三）三月 抜刷

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって

——出土文獻から傳世文獻を見る——

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって

—出土文獻から傳世文獻を見る—

谷 中 信 一

一 はじめに

先秦思想史は、十分な研究蓄積を持ちながら、その一方で傳世文獻の扱いが難しく、そのため信古・疑古の争いが生まれるなど、學說の振幅が比較的大きい憾みがあった。ところが、ここ三〇年来、中國考古學の發達によって、『馬王堆漢墓帛書』(一九七五年)、『銀雀山漢墓竹簡』(一九八五年)、『郭店楚墓竹簡』(一九九九年)、そして『上海博物館藏戰國楚竹書』(二〇〇二年)などのいわゆる新出土資料の刊行が活發になるにつれ、先秦・秦漢思想史研究にも新たな展望が開けてきた。

本稿で取り上げる『晏子春秋』も、長く、春秋後期の齊の孫臏の二人の孫子については發見當初から注目され、集中的に研究成果が公表されてきた。そのため今でも銀雀山漢墓竹簡と言えば、孫武と孫臏の二人の兵法思想が眞っ先に思い浮かぶのである。

それに對して、『晏子』については殆ど關心が向かわなかつたといつてよい。このことは、そもそも傳世本『晏子春秋』それ自體が、研究者の興味をあまりかき立ててこなかつたことによる。その理由の第一は、『晏子春秋』を思想的に特定の學派に所屬させることが困難であり、從來のように學派を軸にして、思想史を時系列で跡づけていくような方法では、事實上、儒・墨兩方の思想を含んでいて、どちらを重視するかで位置づけが全く二分してしまつた結果、扱いに苦慮せざるを得なかつたことである。また晏子と景公との問答を中心にして彼の言行を記した傳記の體裁を取っている點で、思想文獻としては、違和感が拭えないこと。さらに、その思想内容を分析してみても、儒墨どちらか一方に決し難いことからもわかるように、全體として雜駁な印象を免れられないことなどによる。ところが、このことは、同じく齊の桓公の宰相として業績をあげた管仲に因む書『管子』にもほぼ共通して言えることであるから、雜駁性のみをもって資料價值を低く見

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

景公らに仕えた名宰相晏嬰の傳記として讀まれてきたものの、學問的には、偽書の嫌疑を掛けられきた結果、先秦思想史研究のための資料としては殆ど顧みられなかつた。ところが、一九七二年四月に山東省臨沂縣銀雀山漢墓から同書の竹簡テキストが發見されたことから、この偽書説を含め『晏子春秋』全體に對して再検討を加えることが可能となつた。そこで以下に、竹簡本『晏子』の發見が、(1)テキストの校勘、

(2)テキストの成立、(3)思想史研究、などの方面にいかなる意義を發揮しうるかについて、これまでの成果を踏まえながら卑見を述べることとしたい。

銀雀山漢墓竹簡が發見されて凡そ三〇年、これまでその研究がなされていなかつたわけでは無論なく、例えば、孫武・

積もることは避けなければならない。むしろ、積極的にそこるところに特色を見出して研究を進めていくことが肝要であろう。

理由の第二は、先にも觸れたところだが、『晏子春秋』それ自體が偽書との疑いがかけられており、かりにそれに反對するにしても、偽書説を覆すに足る十分な證據を提出しなければならず、先秦思想史研究者からは、この點からも「扱いにくい文獻」として敬遠されてきたのである。

竹簡本の發見は、この第二の理由、すなわち偽書説を覆すことができた點において大きな意義を持つと考えられる。

二 竹簡本『晏子』の概要

吳九龍釋『銀雀山漢簡釋文』(文物出版社 一九八五年十二月。以下『斷簡釋文』と略稱。)は、銀雀山漢墓から出土した竹簡の斷簡四九四二枚に、逐一釋文を施している。今、吳氏のこの書に據って、簡単な紹介をしておこう。

現在、書名が明らかにされている主なものは、『孫子兵法』『孫臏兵法』『尉繚子』『晏子』『六韜』『守法守令十三篇』『元光元年曆譜』等である。隸書で書かれているために解讀はさほど困難ではなかつたようであるが、細切れになつた「斷簡」

が多いために、原型の回復が難しく、現在なお未整理のままのものも少なくない。⁽⁵⁾

竹簡はまずその形状(長さ等)から分類される。竹簡本『晏子』は、平均二七・六cmで、一枚あたりの字数は三五字前後。また、これは銀雀山漢簡を整理するときに役立ったようであるが、竹簡の天地に一二cmの餘白のあるのとないに分けられ、『晏子』は、『孫子兵法』・『孫臏兵法』・『尉繚子』とともに、天地に餘白を持つタイプであった⁽⁷⁾という。現在、関係者の死去等もあり、整理作業は中断している。竹簡本『晏子』の整理情況に關する詳細は、本論末尾の附録を参照されたい。

附録を見ても分かるように、どの篇も四桁の斷簡番號順には復元されていないことから、この番號が出土時の未整理の状態の時に振られたものであることがわかる。と同時に、竹簡本は全部で一六ヶ章分、傳世本の章立てに従っても一八ヶ章分にしかならないから、傳世本の全二〇五ヶ章の一割にも満たないテキストであったことがわかる。

なお、吳九龍釋『斷簡釋文』の斷簡毎の『晏子』釋文を並べて一六ヶ章に再構成してみると、銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡』「壹」(文物出版社 一九八五年九月。

有……)は(晏・一四)に、それぞれ配當されているが、『晏子釋文』の(晏・一三)及び(晏・一四)には見えない。
④『晏子釋文』中では『晏子』の斷簡として處理されている部分が、『斷簡釋文』中にないもの。

例えば、『晏子釋文』の(晏・二)には見える〈欲觀之。公、
□□君子所□。〉、〈城之務〉、及び〈善。遂〉の四枚の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。以下、同様に、
(晏・三)〈公曰、異哉□□〉と〈令所睹於□〉の二枚の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・九)〈令、先之以行〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。
(晏・一〇)〈若弗式、趨富〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。
(晏・一二)〈也、嘆哀吾君必不免於難也。〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一三)〈矣。柏常蕪曰、□、〈令人視之、臬〉、及び

〈憂、成而〉の三枚の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一四)〈高子問晏〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

(晏・一五)〈衆、博學不〉の斷簡が、『斷簡釋文』に見えない。

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

以下『晏子釋文』と略稱。)の『晏子』釋文との間に、若干の食い違いや誤りがあるので、以下に記しておく。

①『斷簡釋文』に附けられた斷簡番號に誤りがあるもの。

〈景公問晏子曰、忠臣之行、何如。答曰、忠臣不合〉の番號は「086」とあるべきなのに、「0876」の番號が附されている。「9」を「7」と誤ったらしい。

②『斷簡釋文』が配當する章數に誤りがあるもの。

0734は(晏・三)ではなく、(晏・一〇)の誤り。
1215は(晏・一一)ではなく、(晏・一二)の誤り。

以上は單純な校正ミスとして處理すべきであろう。しかし、次の場合はどうか。

③『晏子釋文』中にない部分が、『斷簡釋文』では『晏子』の斷簡として配當されているもの。

例えば、(3687:……爲天下而……)は、『斷簡釋文』では(晏・四)とされているが、『晏子釋文』の(晏・四)には見えない。

同様に、(2524:公不尙(上)焉柏常蕪見曰……) (2588:若爲之今寒……) (2992:……公不尙焉蕪見……) (3007:……焉) (3170:……魯) (3922:……益壽……) はいずれも、『斷簡釋文』では(晏・一三)に、(3815:……有危亡

兩書はほぼ同時期に刊行されたにもかかわらず、③④に見るような不一致がなぜ生じたのか、甚だ理解に困らむ。

三 傳世本『晏子春秋』とその研究の現状

これまで『晏子春秋』研究が全くなされていなかったわけでは無論ない。例えば、張純一著『晏子春秋校注』(附一九三〇年自序)、吳則虞著『晏子春秋集釋』(附一九六一年自序)、王更生著『晏子春秋今註今譯』などは、いずれも優れた注釋書である。けれどもこれらは竹簡本『晏子』發見以前、あるいはそれ以後であってもその成果が取り入れられていない著作であるために、もはや萬全とは言えない。

近年中國で陸續と刊行された『晏子春秋』の譯注書は、竹簡本『晏子』の發見以後の著作であるにもかかわらず、これをほとんど利用していない。出土資料の價值を認めていないからか、單なる著者の配慮不足からか、にわかには斷じ難いが高さに氣附くはずであるから、それへの關心を示さないのはやはり異様である。その中で唯一の例外は、李萬壽著『晏子春秋全釋』(貴州人民出版社 一九九三年)で、これは竹簡本『晏子』を用いて校定している。とはいえ、それとても

宇齋著『晏子春秋校釋』(書目文獻出版社 一九八八年)を参照しているに過ぎず、従って、現在、竹簡本『晏子』を正面から取り上げた研究者は、管見では、駢字齋氏一人である。彼の書は、竹簡本『晏子』を傳世本『晏子春秋』と對照させつつ、詳細な校釋を施した労作で、近年、出土資料の關心の高まりにつれて、萬巻樓から改訂され再版されている。次いで、拙著『晏子春秋』上下(明治書院 二〇〇〇、二〇〇一年)が、竹簡本『晏子』を語釋等に利用した最初の譯注ということになるが、これとても發見から既に三〇年近くが経過しており、いかに『晏子春秋』が思想史研究の場外に置かれていたかが、これによっても確認できる。

四 竹簡本『晏子』出土の意義

(一) テキスト校勘上の意義

現存する最古の傳世本『晏子春秋』のテキストは宋本に由来をもつ元本であるとされる。それを基準にすれば、竹簡本『晏子』は、それをすら優に一千年遡るテキストということになるのであるから、この發見がいかに瞠目に値するかが分かる。

従って言うまでもないことであるが、これまではそうした

傳世本のみに基づいて本文の校訂などが行われてきたわけで、竹簡本から見れば不正確であった、と言わざるを得ない考證も存在した。先學、わけても清朝考證學を代表する王念孫は、その著『讀書雜誌』において『晏子春秋』に數々の考證を加え、そこに深く鋭い見識を示したことでよく知られる。しかし、この竹簡本の發見は彼の考證に一部修正を迫ることとなった。もちろん、これと同時に、彼の考證の正確さが證明されることにもなった。以下、その點を具體的に檢證してみる。

(A) 王念孫をはじめとする先學の考證が正確だった例。

(晏・四) 内篇諫上第二二章

①傳世本は「伐無罪之國」。黃以周は、元刻によって「公」字を補うべきとしている。確かに竹簡本には、黃以周の指摘通り、「公伐無罪之國」とある。

(晏・五) 内篇諫下第二八章

②傳世本は「謂于民」。王念孫は、「謂」と「調」は形が近いために誤ったのであろうとして、「調于民」改めるべきことを言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「調于民」とあ

る。

なお、孫星衍が「謂」の字には誤りであろうと指摘したことに始まり、洪頤煊・黃以周は「謂」のままに「勳」の意味に解すればよいと言ひ、劉師培は初め『補釋』では「爲」(「化」に通じ、教化の意)の誤りとしたが、後に『校補』で「誨」(教えるの意)に改めるべきと言ひ、吳則虞はこの劉説に同調している。また、干省吾は「惠」に改めるべきと言う。なお、張純一は、劉説に同調するが、「誨」と「謂」は意義が近いので「謂」のままに「誨」の意味に解することができるとして改める必要はないと言うなど、まさに諸説紛々であった。が結局は、竹簡本によって王説に落ち着いたというべきだろう。

③傳世本は「爲瑤室玉門」。王念孫は、下文の「作爲頃宮靈臺」と對をなしているから「作」字があるべきだと言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「作爲頃宮靈臺……作爲環室玉門」とある。

(晏・六) 内篇問上第三章

④傳世本は「好酒而辟」。張純一は、この句は「厚藉斂而急使令」と對句であるはずなのに字數が揃わないことから脱文

があるのではないかと疑う。確かに竹簡本には、張純一の指摘通り、「好酒而養辟」とある。

⑤傳世本は「意使令」。王念孫は、「意」字恐らくは「急」の誤りではないかと言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「急使令」に作っている。

⑥傳世本は「無以和民」。吳則虞は、下文の「政無以和之」によれば「政」字を補うべきであると言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「正(政)無以和民」とある。

(晏・七) 内篇問上第一〇章

⑦傳世本は「珪璋」。王念孫は、祈禱に「珪璧」を使い「珪璋」は使わなかったこと、また諫上篇第十二章に「犧牲珪璧」の語が使われていることなどにより「珪璧」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、「珪璧」とある。

(晏・八) 内篇問上第十七章

⑧傳世本は「尙司」。盧文弨は、『墨子』に尙同篇があることから、「尙同」に作るべきであろうと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘の通り、「尙同」とある。その後、干省吾は、盧説を非として「尙司」のままよく、その意味は「尙治」

であるとしたが、結局、虚説に落ち着いたわけである。

(晏・九)：内篇問上第八章

⑨傳世本は「先之以行義、防之以刑辟」。吳則虞は、『群書治要』には「義」と「辟」がないことを根據に、「義」「辟」の二字が後人によって妄りに加えられたのであろうこと、また「行」と「刑」は韻が揃っていることから「義」「辟」の二字は削除するべきであることを言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「先之以行、防之以刑」とある。

⑩傳世本は「此明王教民之理也」。王念孫は、前章の場合と同様、ここは景公の問と一致してはならないはずであること、また『群書治要』が「此明王之教民也」と作っていること、を理由に改めるべきとする。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「此明王之教民也」とある。

(晏・一〇)：内篇問上第二〇—二二章

⑪傳世本は「正公」。吳則虞は、これを互倒ではないかと言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「公正」とある。

⑫傳世本は「趨利若不及」。吳則虞は、「利」の上に一字を脱しているのではないかと言う。確かに竹簡本には、吳則虞の

指摘通り、「…富利…」とある。

(晏・一一)：内篇問下第二二—二三章

⑬傳世本は「害身」。吳則虞は、「害民」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、吳則虞の指摘通り、「害民」とある。

(晏・一二)：内篇雜下第四章

⑭傳世本は「聲無不爲也」。盧文弨は、『說苑』辯物篇に據って、「聲」の上に「其」を補うべきと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘通り、「其聲…」とある。

⑮傳世本は「臣請讓而去」。盧文弨は、『說苑』に據って「之」を補うべきと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘通り「…去之」とある。

⑯傳世本は「亦能益寡人壽乎」。張純一は、「壽」の後に「之」字を補うべきと言う。確かに竹簡本には、張純一の指摘通り「…壽之乎」とある。

⑰傳世本は「亦善」。盧文弨は、『說苑』に據って「亦善矣」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、盧文弨の指摘通り、「夕(亦)善矣」とある。

(晏・一五)：外篇第八章

⑱傳世本は、「不可守職」。盧文弨・蘇興・吳則虞らは、『墨子』に「不可使守職」とあるのによって「使」字を補うべきと言う。確かに竹簡本には、彼らの指摘通り、「不可使守職」とある。

⑲傳世本は、「久喪道哀費日」。王念孫は、『墨子』に「宗喪循哀」とあること、また問上篇第十一章に「不遁于哀」(哀しみに遁はず)とあること、「遁」は「循」と同意であることなどを理由に、「道」は「遁」の誤りであろうとして「久喪循哀費日」に改めるべきと言う。確かに竹簡本には、王念孫の指摘通り、「久喪而循哀」とある。

(晏・一六)：外篇第八章

⑳傳世本は「晏子辭蒞」。蘇興は「晏子辭賞」改めるべきと言う。確かに竹簡本には、蘇興の指摘通り、「晏子辭賞」とある。なお、『說苑』及び『太平御覽』卷九百三十五ともに竹簡本と同じである。

以上のように、彼らの考證の正確さには驚くべきものがあるといわなければならない。わけても、王念孫の炯眼には敬服させられる。

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

(B) 先學の校定が必ずしも正確ではなかった例。
しかし、そうは言っても、やはり彼らの考證が必ずしも完璧ではなかったことを以下の諸例から知るのである。例えは、
(晏・二)：内篇諫上第九章
①傳世本は「以重駕」。于鬯は、この一句は後文に「夫駕八、固非制也、今又重此、其爲非制也、不滋甚乎。」とあるのと呼應しているはずであるから、もと「以重駕八」とあったのが、すぐこれに續く「公」の字の「八」の部分と重なってしまい、傳寫の過程で「八」字が脱落したのではないかと言う。しかし竹簡本には、傳世本同様、「以重駕」とあって、于説のように改める必要はない。

(晏・八)：内篇問上第十七章

②傳世本は「修怒」。蘇代は「修怨」の誤りとする。しかし竹簡本には「…怒以危國」とあり、傳世本のままでよいことがわかる。

(晏・九)：内篇問上第一章

④ 傳世本は「不務于上」。王引之は、このままでは意味が通じないから「必務于上」に改めるべきと言う。張純一もこの王説に従い改めている。しかし竹簡本には、「弗務於上」とある。そこで駢字癡は王説を非とした上で、「務」には「勉」の意があり、かつ「勉」には「強」の意があるから、この句は「君主が上にあつて下に對して強迫しない」という意味になると言う。原文のままでは意味が通じないというだけで傳世本を改めてしまうことが、時に不適切であることを教えてくれている。次の例も同様。

④ 傳世本は「不害之以實」。王念孫は、このままでは意味が通じないから「不害之以罰」に改めるべきと言う。『群書治要』も「不害之以罰」に作っている。この方が、上文の「中聽」との對應もよい。しかし竹簡本には、「不害之以實」とあり、改める必要はない。

⑤ 傳世本は「造」。『群書治要』が「違」に作っていること、また上文の「一民同俗」を踏まえた内容であるはずであることから、王念孫は「違」に改めるべきと言う。しかし竹簡本には、「造」とあり傳世本のままでよい。なお、吳則虞は、「相

あることなどが證明された。：

これは確かに、いかに優れた考證學者とて考え及ばないところで、竹簡本が出土して始めて考證が可能になったといわねばならない。

(晏・六)：内篇問上第三章

② 傳世本は「魯好義而民戴之」。傳世本には「君」字がないけれども、竹簡本のように「魯君」のほうがよい。

③ 傳世本は「民歡」。竹簡本のように「民勸」とあるほうがよい。駢字癡は形が近いために誤ったのだろうという。

(晏・一〇)：内篇問上第二章

④ 傳世本は「非譽乎情」。このままでは解し難く、竹簡本のように「非譽不徵乎情」と改めるほうがよい。

(晏・二三)：内篇雜下第四章

⑤ 傳世本は「成而不踊焉」。竹簡本のように「臺成而不踊焉」と改めるほうがよい。「臺」字が重なったので脱落したものと思われる。

銀雀山漢墓竹簡「晏子」の資料的價值をめぐって(谷中)

遣てず」の意味だとして、このままで誤りはないと言う。

(C) 竹簡本の發見によって新たに校訂の對象となった例。
(晏・四)：内篇諫上第二章

① 傳世本は「進師以近過、非嬰所知也」。竹簡本は「進師以戰、禍非嬰之所知也」(師を進めて以て戦ふも、禍は嬰の知る所に非ざるなり)に作る。

この箇所は、駢氏が前掲書序言の中でわざわざこの問題を取り上げて竹簡本發見の意義を論じる際の證據として紹介している。彼は言う、

「晏子公曰、伐無罪之國、以怒明神、不易行以續蕃、進師以近過、非嬰所知也。」の句は、從來皆「過」を上の一部として讀んできたのだが、「近過」では文義が通じにくかった。そこで陶鴻慶は「過」字を「禍」に改めるべきと指摘した(『讀晏子春秋札記』)。この説は、傍證がなかっただけで、全く正しい。この度出土した竹簡本「晏子」は「晏」子曰、「公伐無罪之國、以怒明神、不易行□□□進師以戰、禍非嬰之所智(知)也」と作っており、もともと「公」曰が誤倒しており「以近」は「以戰」とあるべきであり、「過」は下の句に含ませて讀むべきで

(晏・一四)：外篇第七第十九章

⑥ 傳世本は「欲辟勝于邪」。このままだと意味が通らないので、竹簡本のように「勝欲辟於邪」と改めるほうがよい。

(晏・一六)：外篇第八第一八章

⑦ 傳世本は「自晏子没後、不復聞不善之事」。竹簡本のように「自吾失晏子、于今十有七年、未嘗聞吾不善。今射出質而唱善者若出一口」と改めるほうがよい。なお、『說苑』君道篇も竹簡本と同じである。

⑧ 「此諸臣之不肖也。知不足以知君之不善、勇不足以犯君之顔、然而有一焉。臣聞」傳世本にはこの一文がない。竹簡本のように補うほうがよい。張純一は『說苑』に據って補っているために、「君之顔」を「君之顔色」に、「臣聞」を「臣聞之」に作っているものの、『說苑』の方が、傳世本より竹簡本に近いことがわかる。

⑨ 傳世本は「尺蠖食黃則黃、食蒼則蒼、是也」。竹簡本のように「尺蠖食黃其身黃、食青其身青、君其有食乎詭人之言歟」と改めるほうがよい。『說苑』には「夫尺蠖食黃則其身黃、食

奮則其身蒼、君其猶有諂人言乎」とあり、『群書治要』には「尺蠖食黃其身黃、食蒼其身蒼、君其猶有食諂人之言乎」とあって、ここでも傳世本より竹簡本に近いことが確かめられる。張純一は『說苑』に據って「夫尺蠖食黃則其身黃、食蒼則其身蒼、君其猶有諂人言乎」に改めている。

⑩「囊之唱善者、皆欲若魚者也」傳世本にはこの二句がないが、竹簡本によれば、あるほうがよい。『說苑』にはある。

など、(A)①②、(B)①⑤、(C)①⑩の、總三五例が竹簡本との校勘の対象となったことになり、そのうち、實際に竹簡本によって校訂を施した箇所は、三〇箇所上る。僅か、十六カ章(傳世本に即してみれば十八カ章)についてこれだけの數量であるから、竹簡本『晏子』出土の意義は計り知れない。

(2) テキスト成立上の意義

本節では、傳世本が内篇と外篇の二部構成になっていることの意味を検證してみたい。

既に見てきたように、竹簡本『晏子』は、内・外篇の一方

傳を捨てることをせずにそれらを外篇としてひとつの篇にまとめ上げた」と「頗る經術に合せざる」篇(劉向の思想的立場から見てもさか反經學的内容の說話群)とに、編集したことを明言しているように、本來は内・外の區別なく傳承されていたものが、劉向の手で分けられたと見るべきである。従って劉向は、「外篇の經術に合せざる部分は後世の辯士の爲すところか」と疑っているけれども、そこまでの確證はないとせねばならない。

さらに、竹簡本『晏子』は、規模の小さなテキストであるが、それなりに首尾完結している。このことは、「劉向敘錄」に、内外から収集した『晏子』のテキスト群が、篇數をはじめとして雑多であったので、これらを編集し直して、八篇二〇五章にまとめたと記されていることを裏付けている。

結びにかえて——思想史研究上の意義

この竹簡本『晏子』が、晏嬰の出身地である齊の地で著作されたことは、齊語の使用例からも知ることができる。すなわち、内篇諫上第二十章に、「疾者」の語があり、それは「病人」の意であるが、竹簡本では「脊(≡瘠)者」に作っている。これについて、駢字疇氏は、『公羊傳』何休注の「瘠とは

銀雀山漢墓竹簡『晏子』の資料的價值をめぐって(谷中)

に偏ることなく、全篇が内外兩篇に亘っていることが判明した。従って、内篇を中心部分とし、外篇は從屬的な篇と見なすことは、必ずしも適切でないことがわかる。ところが、四卷本の『晏子春秋』などでは、外篇を内篇に從屬させており、内篇中のほぼ同一内容を持つ章の末尾に細字雙行で記すなど、獨立した扱いをしていない。しかし、竹簡本を通して見る限り、内・外篇それぞれの成立に時間的前後、もしくは重要度の輕重が初めからあったとは見られず、それはあくまでも後世の操作の結果のように見える。

さらに興味深いことは、竹簡本も外篇第十八章(すなわち『晏子春秋』の最終章で、晏子没後のエピソッドを綴っている)をもって終わっていることである。このことから、竹簡本の僅か全十六章においても、本章がやはり『晏子春秋』全篇を締めくくる章として位置づけられていたことが知られた。

また、外篇の第七及び第八の二つの篇は、その一部が竹簡本に既に含まれていたことを考えれば、内篇よりはるかに遅れて創作されたとか、内篇より遅れて『晏子』に編入されたとかと解すべきではないことになろう。劉向が外篇についてその敘錄で「復重有りて文辭異なる」篇(ほぼ同一内容の異

病なり、齊人の語なり)を引いて、これが「病(≡疾)」の意味の齊語であることを指摘している。

また、孟子が齊の國を訪れたとき、公孫丑の問いに答えて「やはりあなたは齊人だ。齊人は政治家といえ、管子と晏子のことしか知らない」といって溜息混じりに答えたことが『孟子』公孫丑上篇の冒頭に見える。これほどに晏子は、齊國において管子と並んで人氣が高かった。孟子のこの會話は戰國時代中期のことであり、またこの漢墓の下葬年代は前漢武帝期であるわけであるから、その間凡そ一五〇年以上の隔たりがあることになるけれども、依然として晏子の人氣の高かったことが、この竹簡の発見により傍證されたと言えよう。これは、晏子に限らない。銀雀山漢簡には孫子の他、太公望や管子の名も見え、彼らもやはり齊にゆかりの人物として、漢代に至ってもなお齊地の人々の關心を集め續けていたことになる。

つまり、群雄の割據を背景に、各地で生成した思想が互いに妍を競い鎬を削り、自らの優位を主張し合っていた戰國時代は終わり、既に統一帝國が成立していた。言わば統一という方向にすべてが向かっていた、まさにその時代、春秋戰國期の思想がなおこのように地域性を濃厚に残しつつ、繼承さ

